

松川町国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和5年5月31日 午後7時00分～

場所 松川町役場 2階 協議会室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 町長あいさつ
- 4 諮 問
- 5 会議録署名委員の選任について
- 6 協議事項（進行：会長）
 - （1）国民健康保険事業の状況について
 - （2）令和4年度 国民健康保険特別会計決算見込みについて
 - （3）令和5年度 国民健康保険税率(額)について
 - （4）国民健康保険条例及び国民健康保険運営協議会規程の改正について
 - （5）第3期データヘルス計画について
 - （6）連絡事項
- 7 答 申 （令和5年6月1日 17：30～）
- 8 閉 会

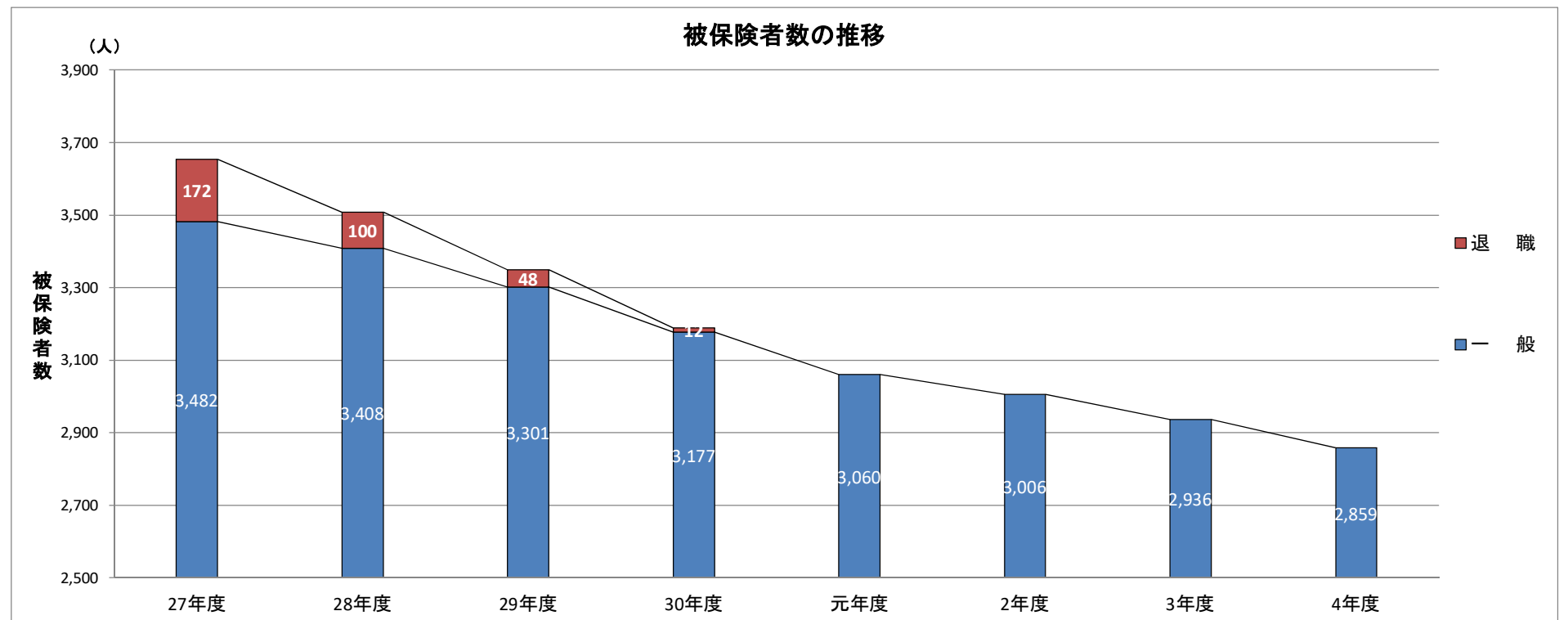
松川町国民健康保険運営協議会委員名簿

	氏 名	自治会	任 期
公 益 代 表	松 井 悦 子	上町	令和4年11月30日 ～ 令和6年11月29日
”	坂 本 勇 治	福沢	令和4年11月30日 ～ 令和6年11月29日
”	間 瀬 重 男	滝の沢	令和4年11月30日 ～ 令和6年11月29日
”	米 山 義 盛	清泉地上	令和5年5月22日 ～ 令和6年11月29日
保 険 医 代 表	宮 澤 豊	中央二	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	米 山 繁 樹	北名子	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	中 塚 龍 也	名子中部	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	横 田 陽 一	日赤	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
被 保 険 者 代 表	下 澤 淳 子	中山	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	佐 藤 八 重	本町	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	西 尾 幸 久	新井南部	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	大 島 江 玲 奈	古町南部	令和4年9月1日 ～ 令和7年5月31日

1. 国民健康保険被保険者の状況

被保険者数の推移(各年度3月31日時点)

年度	世帯数	被保険者数	前年比	被 保 険 者 の 内 訳					
				一 般			退 職		
				人数	割合(%)	前年比	人数	割合(%)	前年比
27年度	1,984	3,654		3,482	95.3%		172	4.7%	
28年度	1,945	3,508	96.0%	3,408	97.1%	97.9%	100	2.9%	58.1%
29年度	1,909	3,349	95.5%	3,301	98.6%	96.9%	48	1.4%	48.0%
30年度	1,850	3,189	95.2%	3,177	99.6%	96.2%	12	0.4%	25.0%
元年度	1,793	3,060	96.0%	3,060	100.0%	96.3%			
2年度	1,778	3,006	98.2%	3,006	100.0%	98.2%			
3年度	1,763	2,936	97.7%	2,936	100.0%	97.7%			
4年度	1,737	2,859	97.4%	2,859	100.0%	97.4%			

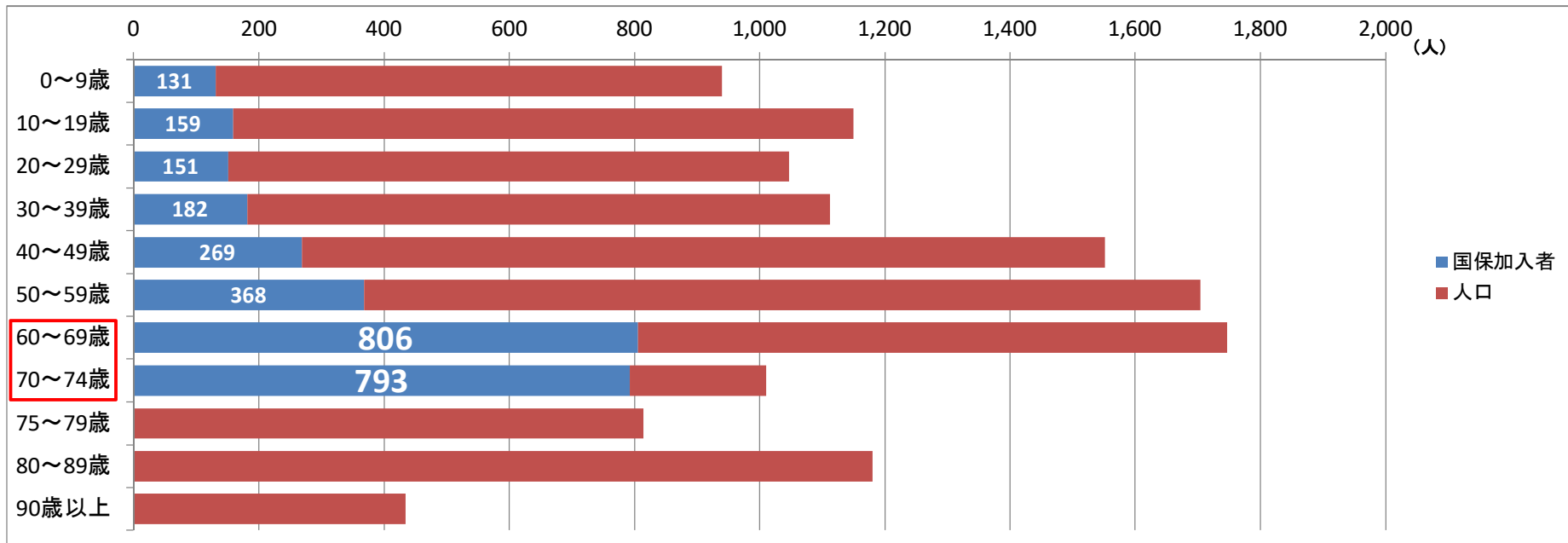


(2) 国保被保険者の年代別構成

	松川町の人口			国保加入者			
	男	女	(A)計	男	女	(B)計	(B)/(A)割合
0～9歳	462	478	940	62	69	131	13.9%
10～19歳	588	562	1,150	75	84	159	13.8%
20～29歳	565	482	1,047	72	79	151	14.4%
30～39歳	586	526	1,112	94	88	182	16.4%
40～49歳	791	761	1,552	156	113	269	17.3%
50～59歳	831	873	1,704	180	188	368	21.6%
60～69歳	870	877	1,747	380	426	806	46.1%
70～74歳	501	510	1,011	389	404	793	78.4%
75～79歳	375	439	814	0	0	0	0.0%
80～89歳	475	705	1,180	0	0	0	0.0%
90歳以上	146	289	435	0	0	0	0.0%
計	6,190	6,502	12,692	1,408	1,451	2,859	22.5%

(単位:人)

60～74歳の状況		
松川町の人口	国保加入者	加入者/人口 割合
2,758	1,599	58.0%
(前年比 ▲40)	(前年比 ▲97)	(前年比 ▲2.6%)

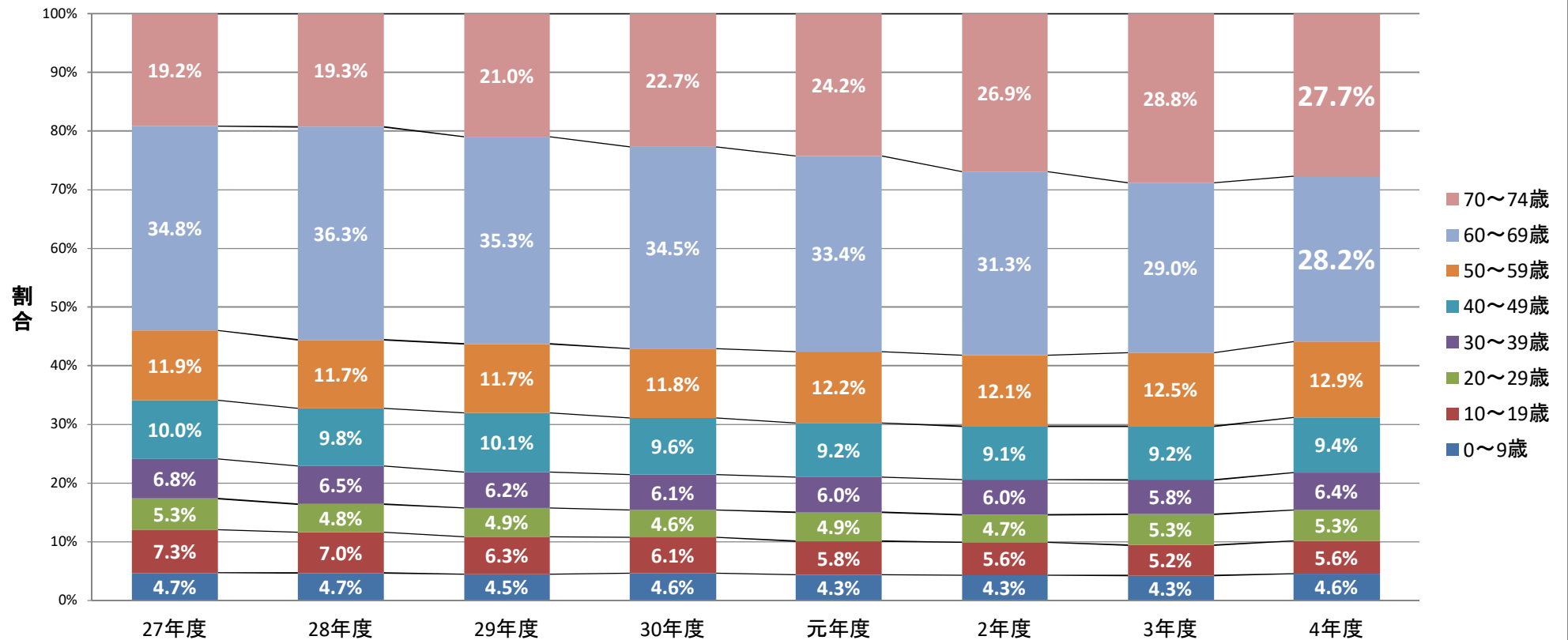


(3) 国保被保険者の年代別構成推移

(単位:人)

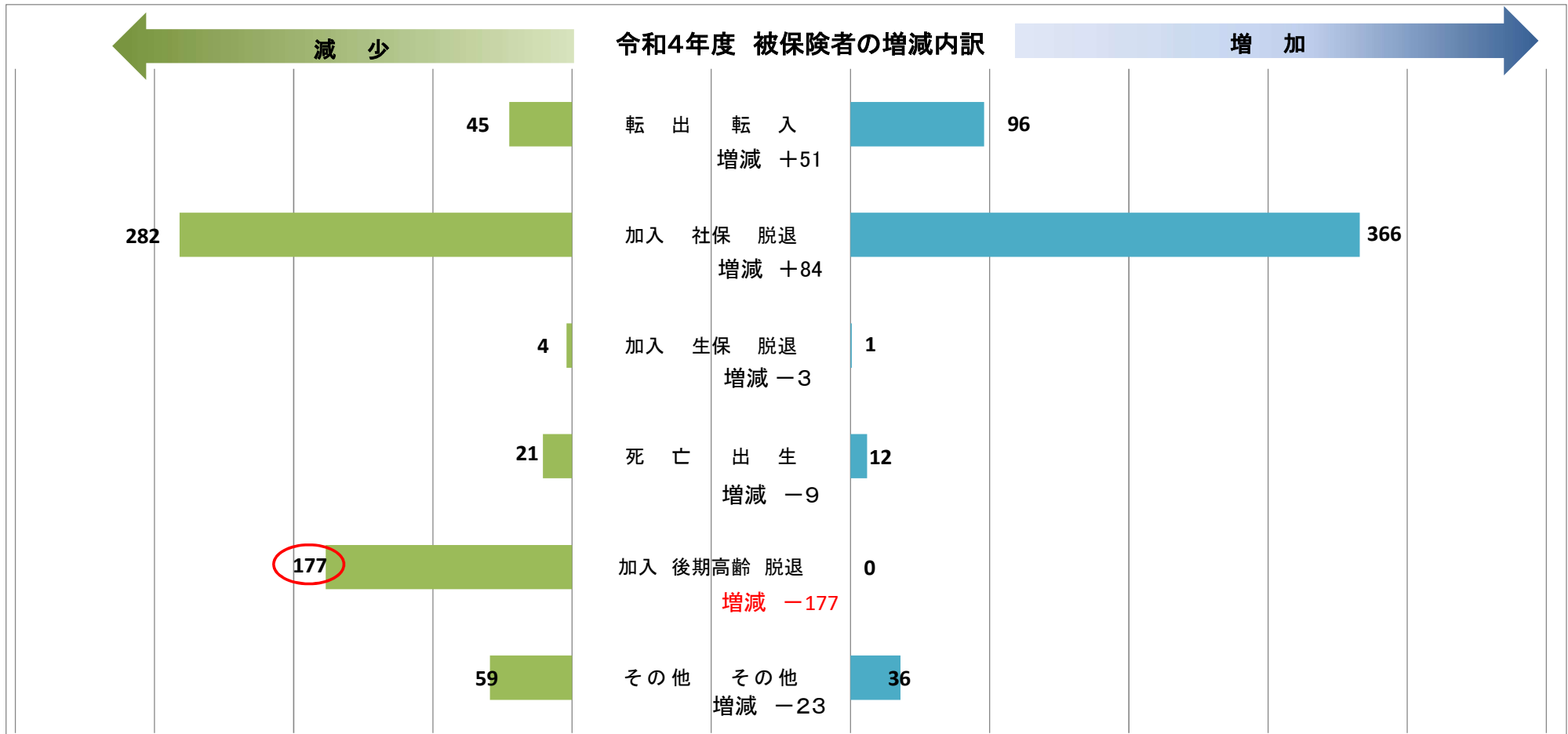
	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
0～9歳	172	4.7%	164	4.7%	151	4.5%	148	4.6%	133	4.3%	130	4.3%	125	4.3%	131	4.6%
10～19歳	268	7.3%	244	7.0%	212	6.3%	194	6.1%	177	5.6%	167	5.6%	152	5.2%	159	5.6%
20～29歳	194	5.3%	169	4.8%	165	4.9%	148	4.6%	150	4.7%	142	4.7%	155	5.3%	151	5.3%
30～39歳	247	6.8%	227	6.5%	206	6.2%	195	6.1%	183	6.0%	180	6.0%	171	5.8%	182	6.4%
40～49歳	366	10.0%	344	9.8%	338	10.1%	306	9.6%	282	9.1%	273	9.1%	269	9.2%	269	9.4%
50～59歳	434	11.9%	410	11.7%	392	11.7%	376	11.8%	372	12.1%	364	12.1%	368	12.5%	368	12.9%
60～69歳	1,272	34.8%	1,273	36.3%	1,183	35.3%	1,099	34.5%	1,021	31.3%	940	31.3%	850	29.0%	806	28.2%
70～74歳	701	19.2%	677	19.3%	702	21.0%	723	22.7%	742	26.9%	810	26.9%	846	28.8%	793	27.7%
合計	3,654	100.0%	3,508	100.0%	3,349	100.0%	3,189	100.0%	3,060	100.0%	3,006	100.0%	2,936	100.0%	2,859	100.0%

国保被保険者 年代別推移(割合)



(4) 被保険者の増減内訳 (令和4年度)

減内訳		増内訳		増減
転出	45	転入	96	51
社保加入	282	社保脱退	366	84
生保加入	4	生保廃止	1	-3
死亡	21	出生	12	-9
後期高齢加入	177	後期高齢脱退	0	-177
その他	59	その他	36	-23
588		511		-77

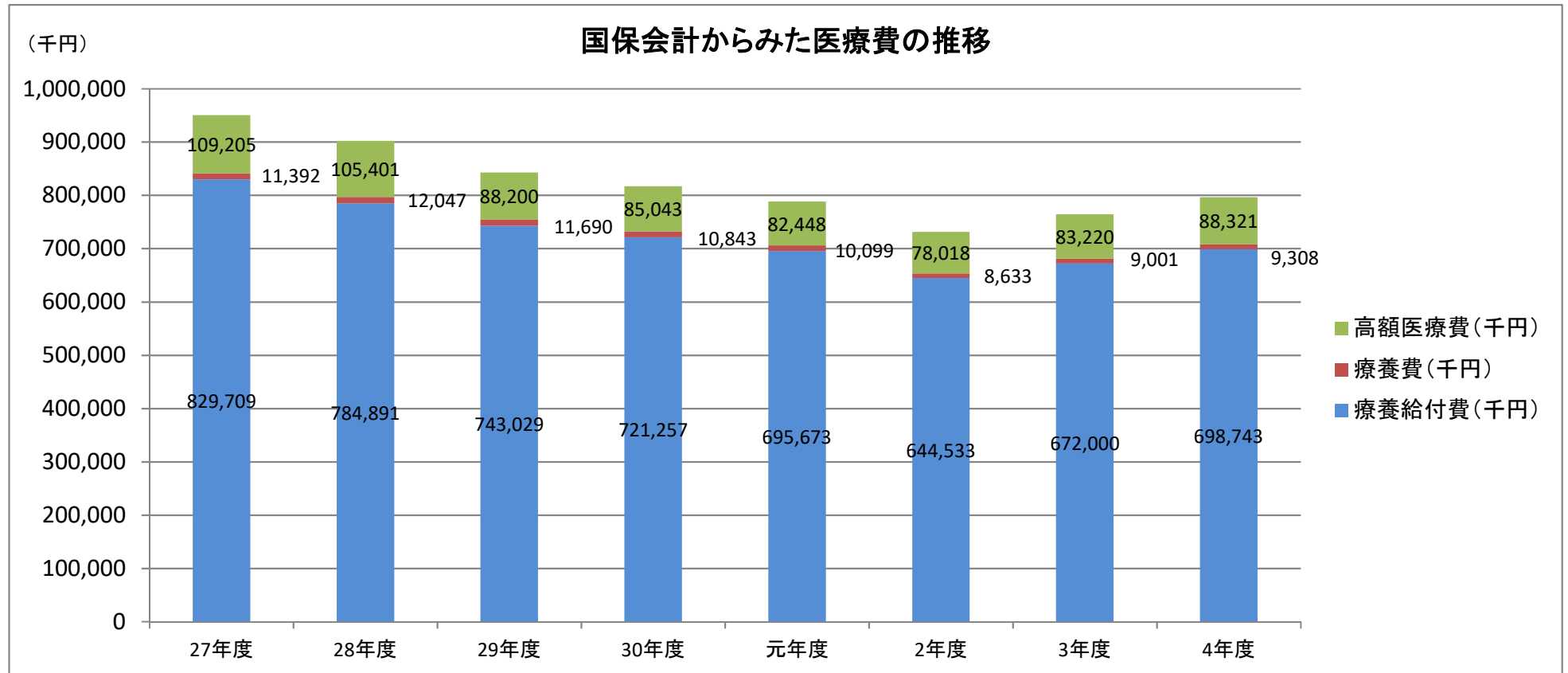


2. 医療費の状況

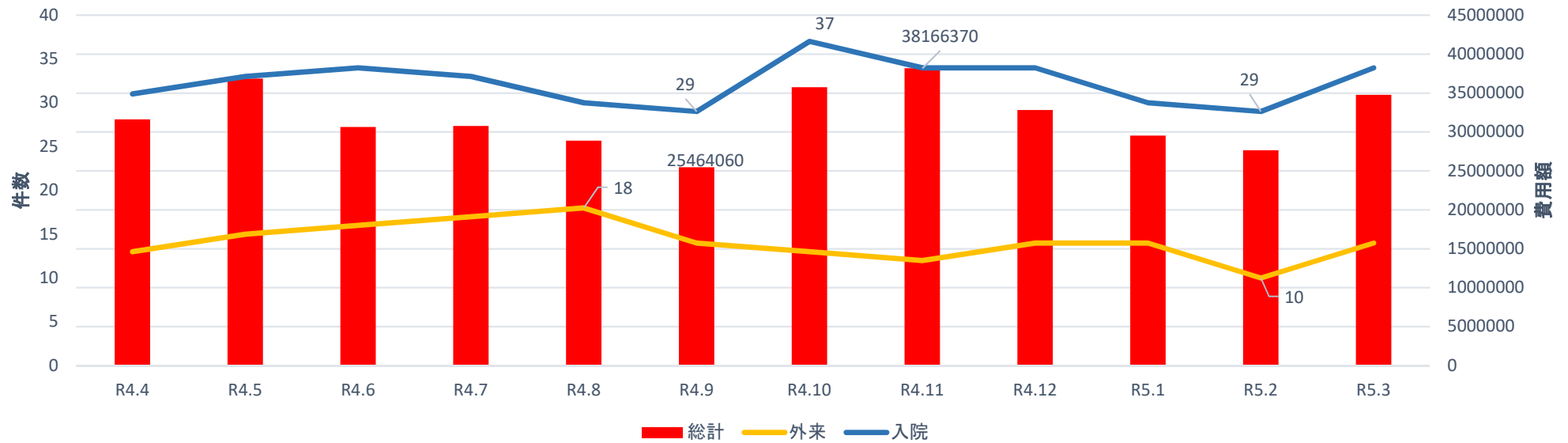
(1) 国保会計からみた医療費の推移

年度	療養給付費（千円）	療養費（千円）	高額医療費（千円）	合計（千円）	前年度比	被保険者数（人）	一人あたりの医療費（千円）	前年度比
27年度	829,709	11,392	109,205	950,306	112.9%	3,654	260	129.4%
28年度	784,891	12,047	105,401	902,339	95.0%	3,508	257	98.9%
29年度	743,029	11,690	88,200	842,919	93.4%	3,349	252	97.8%
30年度	721,257	10,843	85,043	817,143	96.9%	3,187	256	101.9%
元年度	695,673	10,099	82,448	788,220	96.5%	3,060	258	100.5%
2年度	644,533	8,633	78,018	731,184	92.8%	3,006	243	94.4%
3年度	672,000	9,001	83,220	764,221	104.5%	2,936	260	107.0%
4年度	698,743	9,308	88,321	796,372	104.2%	2,859	279	107.0%

※診査支払い手数料を除く



令和4年度高額療養費(30万円以上レセプト)の月別推移



分類名	R4件数	R3医療費(参考)	R4医療費	前年比	R4一件当たり医療費 (金額/件数)	主要傷病名
感染症	4	0	3,147,110	3,147,110	786,778	ウイルス肝炎 他
循環器系	77	63,860,790	68,656,400	4,795,610	891,642	虚血性心疾患・脳梗塞・脳内出血 他
呼吸器系	27	9,328,100	19,618,110	10,290,010	726,597	肺炎 他
筋骨格系	46	52,393,180	42,111,600	-10,281,580	915,470	骨折 他
新生物	128	85,423,480	100,374,140	14,950,660	784,173	悪性新生物 他
神経系	51	27,024,730	33,396,480	6,371,750	654,833	脳性まひ・パーキンソン病・アルツハイマー病・てんかん 他
消化器系	27	13,817,300	14,256,750	439,450	528,028	胆石症・胃潰瘍・胃炎・膵疾患 他
尿路性器系	58	15,737,340	26,033,040	10,295,700	448,846	腎不全
精神	65	51,353,040	32,835,340	-18,517,700	505,159	統合失調症・気分障害 他
内分泌	6	1,739,380	3,058,500	1,319,120	509,750	糖尿病 他
眼	22	8,999,680	10,976,410	1,976,730	498,928	白内障 他
その他	47	21,816,090	28,303,170	6,487,080	602,195	
合計	558	351,493,110	382,767,050	31,273,940	685,962	

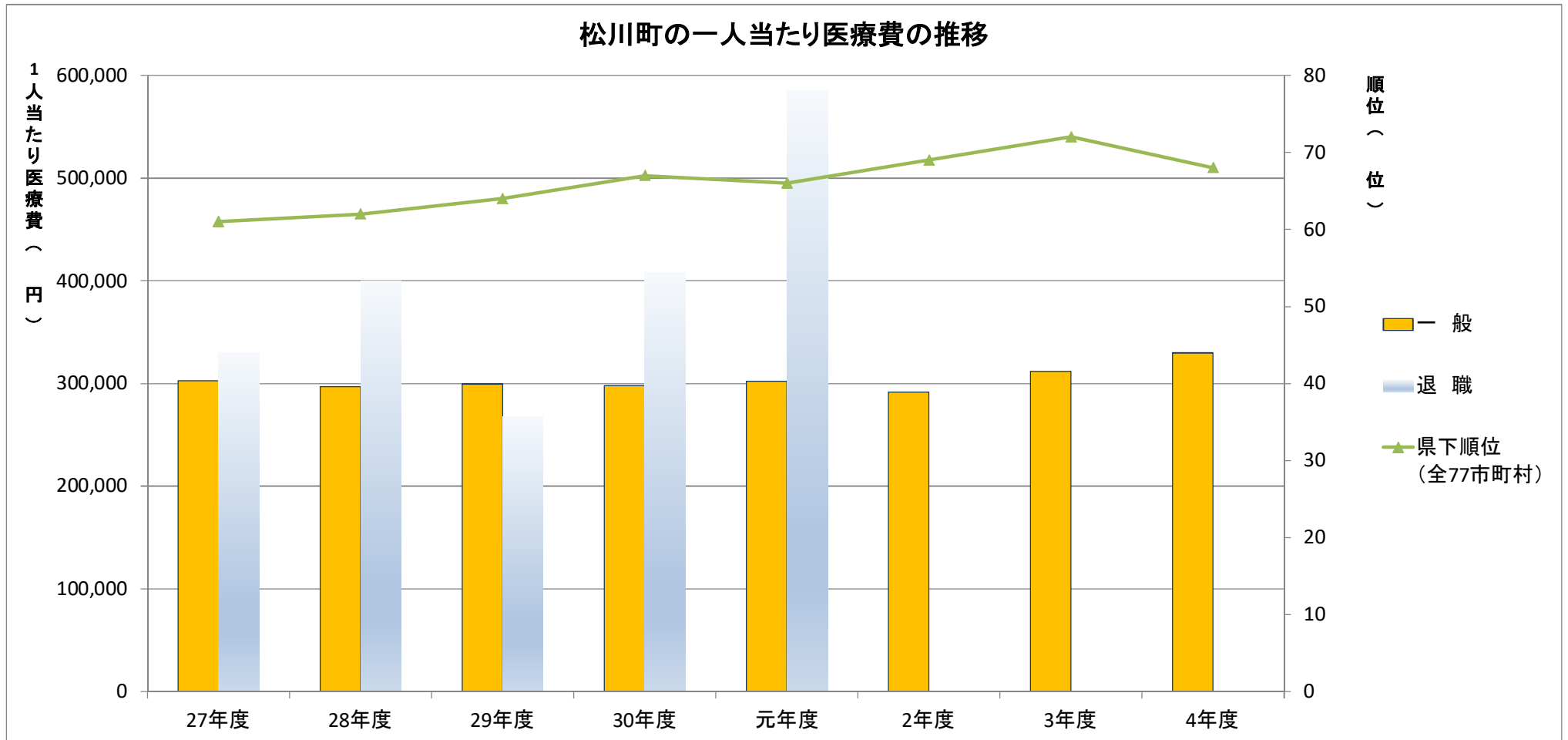
呼吸器系・新生物・尿路泌尿器系の伸びが大きい。件数・金額ともに伸びている。R3年度のコロナ禍の受診控えから増加したのではないと思われる。腎不全とそれに伴う透析も増加した。ここ数年低く抑えられていたが、国保の健診や消防団健診・総合健診などで若い方達の健診結果を見ると、肥満とそれに伴う血液データの悪化が見られるため、その方々がいずれ国保に移行する時は、生活習慣病が重症化し、様々な臓器に影響が出ている可能性も高い。若いうちから予防できるような関わりが必要。

(4) 松川町国保 一人当たり医療費の推移

(単位:円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	前年度比
一般	302,809	297,029	299,608	297,653	302,124	291,736	311,892	329,774	17,882
退職	330,125	399,498	267,976	408,072	585,224	0	0	0	0
県下順位 (全77市町村)	61	62	64	67	66	69	72	68	-4

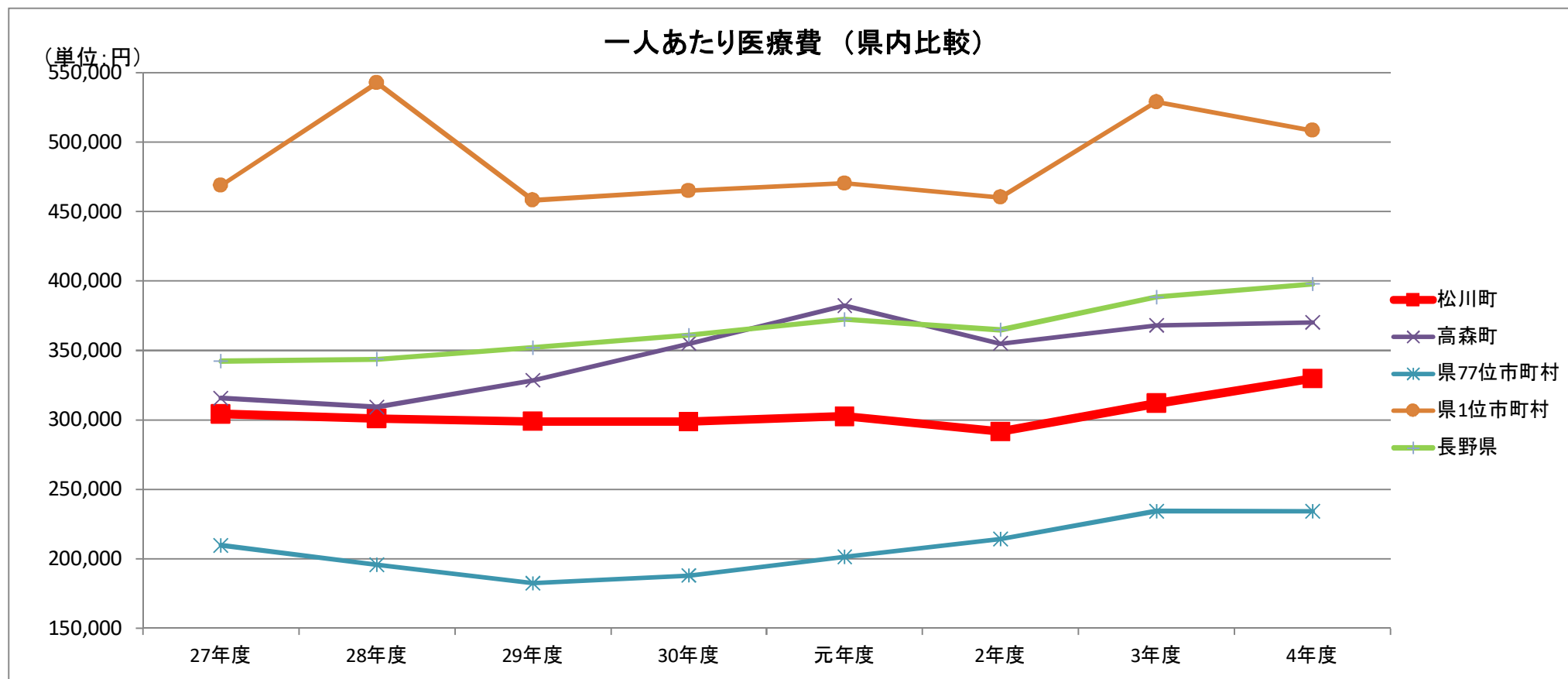
※速報値ベースによる比較



(5) 一人あたり医療費の推移 (県内比較)

(単位:円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	前年度比
松川町	304,294	300,951	298,913	298,727	302,574	291,736	311,892	329,774	17,882
高森町	315,656	309,334	328,535	354,975	382,185	354,985	368,171	370,196	2,025
県77位市町村	209,668	195,798	182,477	188,023	201,417	214,363	234,478	234,332	-146
県1位市町村	468,708	542,537	458,073	465,059	470,338	460,227	528,839	508,204	-20,635
長野県	342,304	343,685	352,061	361,091	372,449	364,971	388,299	397,760	9,461



令和4年度 松川町国民健康保険事業特別会計 決算見込

【歳入】

(単位:千円)

科 目	A.決算見込額	B.当初予算額	予実比(A-B)	説 明
1 国民健康保険税	244,986	240,661	4,325	税収入はR5年4月までの収納実績にR4年5月の還付見込みを考慮して積算。
(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	147,691	146,617	1,074	現 年 度 分 144,928 千円 滞 納 繰 越 分 2,763 千円
(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	70,809	69,439	1,370	現 年 度 分 69,343 千円 滞 納 繰 越 分 1,466 千円
(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	26,486	24,553	1,933	現 年 度 分 25,651 千円 滞 納 繰 越 分 835 千円
(4) 退職被保険者国民健康保険税(医療分)	0	50	-50	現 年 度 分 0 千円 滞 納 繰 越 分 0 千円
(5) 退職被保険者国民健康保険税(支援金分)	0	2	-2	現 年 度 分 0 千円 滞 納 繰 越 分 0 千円
(6) 退職被保険者国民健康保険税(介護分)	0	0	0	現 年 度 分 0 千円 滞 納 繰 越 分 0 千円
2 使用料及び手数料	151	201	-50	督 促 手 数 料 151 千円
3 国庫支出金	10	2,240	-2,230	災害等による国の臨時的補助金
4 県支出金	828,655	785,328	43,327	
(1) 保険給付費等交付金(普通交付金)	807,219	769,787	37,432	保険給付費(医療費)に対する交付金。出産一時金・葬祭費を除く全額が交付される。
① 一般分	804,518	766,841	37,677	
② 退職分	0	0	0	
③ 審査支払手数料	2,701	2,946	-245	
(2) 保険給付費等交付金(特別交付金)	21,436	15,541	5,895	
① 保険者努力支援分	9,096	8,221	875	保険者努力支援制度(市町村交付分)
② 特別調整交付金(市町村向け)	4,676	1,551	3,125	未就学児医療費分、国保保健事業費分
③ 都道府県繰入金(2号分)	3,358	803	2,555	後発医薬品の普及、医療費通知等
④ 特定健康診査等負担金	4,306	4,966	-660	特定健診に係る費用について、国と県からそれぞれ上限1/3ずつ補助を受ける。
5 財産収入	10	20	-10	基金利子 10 千円
6 繰入金	68,722	68,919	-197	
(1) 一般会計繰入金	68,722	68,919	-197	
① 保険基盤安定繰入金	54,073	53,133	940	保険税軽減分 33,263 千円 保険者支援分 20,126 千円 未就学児 684 千円
② 職員給与等事務費等繰入金	9,061	7,779	1,282	総務費(歳出科目)に対する繰入金、国県補助分を控除して繰入を受けるもの。
③ 出産育児一時金等繰入金	1,960	3,360	-1,400	出産育児一時金の歳出額の2/3を繰入
④ 財政安定化支援事業繰入金	3,628	4,647	-1,019	交付税措置(年齢構成差)分
⑤ その他一般会計繰入金	0	0	0	0
・ 保健事業費分	0	0	0	0
・ 国保基金繰入分	0	0	0	0
・ 福祉医療費現物給付化ペナルティ分	0	0	0	0
(2) 財政調整基金繰入金	0	0	0	0
7 繰越金	30,563	22,752	7,811	前年度から今年度への繰越金
8 諸収入	9,646	7,745	1,901	第三者行為求償ほか
合計	1,182,743	1,127,866	54,877	

【歳出】

(単位:千円)

科 目	A.決算見込額	B.当初予算額	予実比(A-B)	説 明
1 総務費	9,077	10,019	-942	
(1) 総務管理費	5,111	5,771	-660	国保資格の管理に関するシステム委託料、保険証発行、郵送等事務費ほか
(2) 徴税費	3,923	4,105	-182	国保税に関連するシステム委託料、コンビニ収納サービス利用料ほか
(3) 運営協議会費	43	143	-100	国保運営協議会の委員に対する報酬
2 保険給付費	813,484	778,722	34,762	国保会計により賄われた医療費
(1) 療養給付費	706,740	660,852	45,888	一般被保険者 706,740 千円 退職被保険者 0 千円
(2) 療養費	9,308	9,776	-468	一般被保険者 9,308 千円 退職被保険者 0 千円
(3) 審査支払手数料	2,757	2,946	-189	
(4) 高額療養費	88,440	95,615	-7,175	一般被保険者 88,440 千円 退職被保険者 0 千円
(5) 高額介護合算療養費	30	500	-470	一般被保険者 30 千円 退職被保険者 0 千円
(6) 移送費	0	100	-100	
(7) 出産育児一時金	2,941	5,043	-2,102	出産育児一時金 2,940 千円 取扱事務費 1 千円
(8) 葬祭費	1,000	1,250	-250	
(9) 結核精神給付金	2,158	2,640	-482	町独自の給付制度
(10) 傷病手当金	110	0	110	
3 国民健康保険事業費納付金	310,954	310,955	-1	町から県へ支払う納付金
(1) 医療給付費分	198,638	198,639	-1	一般被保険者 198,588 千円 退職被保険者 50 千円
(2) 後期高齢者支援金等分	81,936	81,936	0	一般被保険者 81,934 千円 退職被保険者 2 千円
(3) 介護納付金分	30,380	30,380	0	一般・退職の区分なし
4 財政安定化事業拠出金	0	0	0	県基金から交付を受けた場合、翌々年度に国・県・町でそれぞれ1/3を補てん
5 保健事業費	11,693	17,036	-5,343	疾病予防事業・特定健診・特定保健指導
6 基金積立金	10	20	-10	基金利子分積立
7 公債費	0	0	0	一時借入支払利息
8 諸支出金	10,188	10,164	24	償還金・還付金・延滞金 ほか
9 予備費	27,337	950	26,387	
合計	1,182,743	1,127,866	54,877	

令和5年度 松川町国民健康保険事業特別会計 予算について

①令和5年6月補正

・例年、被保険者等の所得や税率が確定になった時点で、歳入「国民健康保険税」に関係する項目のみ6月補正として上程しています。

当初予算は、県の積算により示された収納率97%を採用し算出してありましたが、当町の令和4年度末の収納率が98%となる見込みであることから、令和5年度についても収納率98%を見込み、再度計算したところ228千円を減額するのみとなります。

そのため、国民健康保険税の補正は行わないこととしました。

【歳入】(仮計算)

(単位:千円)

科 目	R5当初予算	B.差分	補正予算案(A-B)	説 明
1 国民健康保険税	238,748	-228	238,520	
(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	146,079	71	146,150	現年度分 143,150千円 滞納繰越分 3,000千円
(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	67,728	-187	67,541	現年度分 67,241千円 滞納繰越分 300千円
(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	24,889	-112	24,777	現年度分 24,477千円 滞納繰越分 300千円
(4) 退職被保険者国民健康保険税(医療分)	50	0	50	現年度分 0千円 滞納繰越分 50千円
(5) 退職被保険者国民健康保険税(支援金分)	2	0	2	現年度分 0千円 滞納繰越分 2千円
(6) 退職被保険者国民健康保険税(介護分)	0	0	0	現年度分 0千円 滞納繰越分 0千円

②令和5年9月補正

・令和4年度の決算確定後、令和5年度への繰越金について9月補正に上程します。

○繰越予定額 27,337千円 (令和5年4月末現在)

※繰越予定額のうち、国民健康保険税は令和5年4月までの収納実績に令和5年5月の還付見込みを考慮して積算した金額となっています。

③財政調整基金繰入金

○令和5年末残見込額 72,762千円 ※令和5年度は、21,000千円を取り崩す予定

長野県における保険税水準等の統一に向けた松川町のロードマップ

1. 国民健康保険の県単位化の経緯

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、低所得者が多く所得水準が低い、小規模保険者が多く財政が不安定になりやすい等の構造的な問題を抱えている。こうした問題を打開すべく、平成30年に都道府県が国保の財政運営における責任主体として加わり、国保運営の都道府県単位化が始まったところである。都道府県単位化の基本理念は「同じ所得の県民は同水準の保険料負担」とされており、今後の国保運営については、給付と負担の更なる平準化が求められる。

2. 国・県の動向

【国の方針】 国民健康保険運営方針策定要領（令和2年5月）

保険料水準の統一について、都道府県において将来的に目指すことを明確化

【県の方針】 国民健康保険運営の中期的改革方針（令和3年3月）

「同じ県内で同じ家族構成で同じ所得であれば、同じ保険料」があるべき姿

→ただし、長野県は市町村数が多く、市町村間の医療費・所得・保険料等の格差も全国上位に位置していることから、税水準の統一が難しい県としている。

3. 長野県における標準化（税水準統一）に向けた5つの困難要因

① 納付金算定における医療費水準の算定

医療費指数（最安市町村 0.66～最高市町村 1.23）をどう収束するか。都市部と山間部とで医療機関へのアクセス利便性が大きく異なることが、市町村間の格差の要因の1つとも考えられるが、医療提供体制を短期間で平準化することは困難。

② 保険税算定方式及び応能応益割合

県内市町村の6割が依然として4方式を採用。（当町は令和2年度より3方式）

応益割が著しく低い金額に設定している市町村がある。（当町も標準保険料率より低い）

③ 市町村に交付される「個別公費」の取扱

特別調整交付金、努力支援交付金、県繰2号等の市町村の事情や努力に応じて得られるインセンティブが、完全統一の場合均される。市町村のモチベーション低下懸念。

④ 市町村間の収納率格差

収納率（最低市町村 92%～最高市町村 100%）をどう収束するか。収納率は小規模町村で高く、大規模な市では低い傾向にある。完全統一の場合、公平性をどう確保するか。

⑤ 保健事業費・任意給付等

各市町村が実施する保健事業の費用は、現在は納付金の算定対象外となっているが、完全統一の場合はこれらの費用も算定対象となり、事業や給付を全県的に平準化しなくては、公平性が保たれない。

4. 長野県が示す最終的な統一のかたち 3 案

A 完全統一案

所得割・均等割・平等割を全て県内一律の税率で賦課。後期高齢者医療制度に近いもの。前述の困難要因を全てクリアする必要があるが、統一が目に見えて判りやすい。

B 準統一案

所得割は各市町村で賦課。均等割・平等割を県内一律で賦課。すなわち応益分が統一されることから、医療費指数は納付金算定に反映しない。所得割の格差は、所得水準の差、収納率の差、保健事業の差、それに関連する努力支援の評点の差として説明できるため、前述の困難要因③・④・⑤はクリアしなくてもよい。

C 標準保険料率採用案

医療費指数の納付金算定反映を残す。同じ二次医療圏内であれば、その医療提供体制環境は変わらないと捉え、二次医療圏毎に標準保険料率(3方式=資産割は廃止が前提)が示され、市町村が保険税を賦課するというもの。

5. 令和 9 年度までの国保運営の改革方針 (県)

- I 概ね二次医療圏での医療費指数の統一と、応益割額の平準化を目指す
- II 最終的な統一のかたち 3 案のいずれかを選択できるように、保険料率の格差是正を図る

6. 松川町の中期的な対応方針

最終的な統一のかたちについては、今後も県と協議をしていくことにはなるが、県の示す「令和 9 年度までの国保運営の改革方針」(以下、「改革方針」という。)には対応できるように、準備を進める。

具体的には、改革方針 I に沿った対応が必要となるが、これについては、下記のとおり、均等割・平等割の税額引き上げを実施する。なお、改革方針 II については、保険税算定方式の統一(3方式化)を指しているが、当町においては令和 2 年度に資産割廃止済みにつき、対応不要である。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	【参考R2飯田】
応能割分(%)	57	56	55	53	53	52	52	58
所得割(%)	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	6.6
応益割分(%)	43	44	45	47	47	48	48	42
均等割(円)	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	20,000	16,500
平等割(円)	13,300	14,400	15,500	16,600	17,700	18,800	20,000	21,000
調定額(千円)	141,333	140,488	142,633	141,616	143,088	141,400	139,898	-

医療費水準を二次医療圏統一に近づけたことに対する激変緩和措置について

1 概要

『長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針』に基づき、令和4年度分の国保事業費納付金算定から、各市町村の医療費指数を段階的に二次医療圏の医療費指数に近づけていく（以後、「反映」という）。これに伴う一部市町村の納付金負担増加に対して、激変緩和措置を実施。

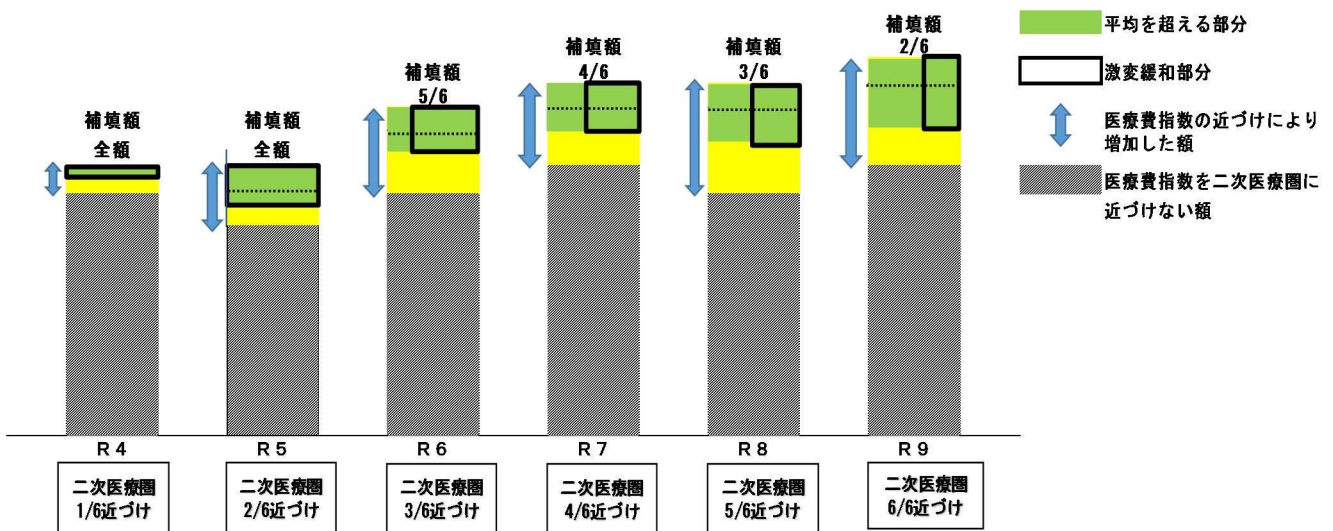
2 実施方法

当該年度の納付金（※）と、医療費指数を二次医療圏に近づけない方法により算出した納付金相当額を比較して、1人あたり納付金額が増加した市町村を対象に、増加率の平均（R5の場合101.39%）を超える部分を、予算の範囲内において県2号繰入金で補填。

ただし、補填額については年度毎に徐々に減らしていく。

(R4.R5：全額、R6：5/6、R7：4/6、R8：3/6、R9：2/6)

※例：R7の場合、当該年度の納付金算定において4/6二次医療圏に近づけた額



- ・令和5年度 松川町における、標記激変緩和に係る現時点での算定結果は次のとおりです。
- ・一人あたり納付金額の増加率が101.39%（※）を超えない場合、激変緩和の対象とはなりません。
- ・なお、激変緩和は県の2号繰入金の予算の範囲内で実施するため、実際の交付額が変動する場合があります。

一人当たり				激変緩和算定結果 (単位：円)
二次医療圏に 2/6近づけた納付金額 ①	近づけなしの 納付金額 ②	比率 ①/②	101.39%を超える 部分	
111,924円	109,006円	102.68%	1.29%	4,023,522

※1人あたり納付金額が増加した市町村の増加率の平均

令和5年度 国民健康保険税率算定資料

【医療分】

(被保険者0歳～75歳未満が対象)

1. 賦課の総額 146,072,000 円 ・・・①
(現在の被保険者数により算出された課税の総額)
2. 国保税収入見込額 143,150,000 円 (①× 98.0% (収納率))
(課税総額に近年平均の収納率を乗じて歳入予算額を算出)
3. 課税対象額及び基準値

(1)令和5年度試算

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	1,707,607,886 円	5.70 %	0.00 %	応能割 56 %	
被保険者均等割対象者数	2,895 人	17,000 円	1,000 円	応益割 29 %	} 応益割 44%
世帯別平等割対象世帯数	1,756 世帯	15,500 円	1,200 円	応益割 15 %	
(うち単身半額世帯)	168 世帯)	15,500 円	1,200 円		

(2)令和4年5月試算時(参考)

	基礎数値	税率等		賦課割合	
所得割対象額	1,729,692,290 円	5.70 %		応能割 57 %	
被保険者均等割対象者数	3,013 人	16,000 円		応益割 29 %	} 応益割 43%
世帯別平等割対象世帯数	1,797 世帯	14,300 円		応益割 14 %	
(うち単身半額世帯)	186 世帯)	14,300 円			

【補足】

- ・ 所得割対象額 : 該当総所得－住民税基礎控除額(43万円)
- ・ 被保険者均等割対象者数 : 賦課期日現在の被保険者数
- ・ 世帯別平等割対象世帯数 : 賦課期日現在の加入世帯数
- ・ 単身半額世帯 : 後期高齢者医療制度に伴う平等割軽減世帯
- ・ 資産割対象額(R2廃止) : 固定資産税のうち土地・建物に係る部分

4. 課税限度額及び超過世帯数

年度	課税限度額 (円)	限度超過世帯	限度額を超えた部分の税額 (円)
H31	610,000	3	976,828
R2	630,000	7	874,661
R3	630,000	5	1,118,762
R4	650,000	8	1,969,964
R5	650,000	9	4,779,877

【医療分課税限度額】 650,000円

【7割・5割・2割軽減】

一定の所得基準により、保険税の均等割・平等割を軽減しています。

【国保単身世帯 平等割1/2、1/4軽減】

国保被保険者世帯において、保険加入者が75歳に到達することにより後期高齢者医療保険制度に加入し、国民健康保険に加入している人が一人となった場合には、その世帯において保険税の平等割の金額を最初の5年間は1/2軽減し、その後引き続き一人となる場合にはさらに3年間1/4軽減しています。

この2つの軽減は申請を要さないため、対象世帯の軽減額が前もって計算され、今回の試算にも反映されています。

5. 低所得世帯に対する税の軽減基準

(1) 7割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	11,900 円 ×	667 人 =		7,937,300 円
(未就学児)	2,550 円 ×	17 人 =		43,350 円
世帯別平等割	10,850 円 ×	504 世帯 +	119,350 円 +	73,242 円 = 5,660,992 円
(単身平等割)	1/2 5,425 円 ×	22 世帯 =	119,350 円)	
(単身平等割)	1/4 8,138 円 ×	9 世帯 =	73,242 円)	

(2) 5割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (29万円 × 被保険者数 (※2)) + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	8,500 円 ×	478 人 =		4,063,000 円
(未就学児)	4,250 円 ×	15 人 =		63,750 円
世帯別平等割	7,750 円 ×	263 世帯 +	224,750 円 +	58,130 円 = 2,321,130 円
(単身平等割)	1/2 3,875 円 ×	58 世帯 =	224,750 円)	
(単身平等割)	1/4 5,813 円 ×	10 世帯 =	58,130 円)	

(3) 2割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (53.5万円 × 被保険者数 (※2)) + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	3,400 円 ×	384 人 =		1,305,600 円
(未就学児)	6,800 円 ×	11 人 =		74,800 円
世帯別平等割	3,100 円 ×	201 世帯 +	48,050 円 +	13,950 円 = 685,100 円
(単身平等割)	1/2 1,550 円 ×	31 世帯 =	48,050 円)	
(単身平等割)	1/4 2,325 円 ×	6 世帯 =	13,950 円)	

低所得世帯に対する税額の軽減 (7・5・2割軽減) は、被保険者均等割と世帯別平等割に反映されます。

※1… 世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者 (※3) のうち、給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超の者の数

※2… 国保被保険者及び特定同一世帯所属者 (※3) の数

※3… 後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する人

【支援分】

(被保険者0歳～75歳未満が対象)

1. 賦課の総額 68,614,100 円 ・ ・ ・ ①
(現在の被保険者数により算出された課税の総額)
2. 国保税収入見込額 67,241,000 円 (①× 98.0% (収納率))
(課税総額に近年平均の収納率を乗じて歳入予算額を算出)
3. 課税対象額及び基準値

(1)令和5年度試算

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	1,707,607,886 円	2.55 %	0.00 %	応能割 52 %	
被保険者均等割対象者数	2,895 人	9,200 円	0 円	応益割 32 %	} 応益割 48%
世帯別平等割対象世帯数	1,756 世帯	7,800 円	0 円	応益割 16 %	
(うち単身半額世帯)	168 世帯)	7,800 円	0 円		

(2)令和4年5月試算時(参考)

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	1,729,692,290 円	2.55 %		応能割 51 %	
被保険者均等割対象者数	3,013 人	9,200 円		応益割 33 %	} 応益割 49%
世帯別平等割対象世帯数	1,797 世帯	7,800 円		応益割 16 %	
(うち単身半額世帯)	186 世帯)	7,800 円			

【補足】

- ・ 所得割対象額 : 該当総所得－住民税基礎控除額(43万円)
- ・ 被保険者均等割対象者数 : 賦課期日現在の被保険者数
- ・ 世帯別平等割対象世帯数 : 賦課期日現在の加入世帯数
- ・ 単身半額世帯 : 後期高齢者医療制度に伴う平等割軽減世帯
- ・ 資産割対象額(R2廃止) : 固定資産税のうち土地・建物に係る部分

4. 課税限度額及び超過世帯数

年度	課税限度額 (円)	限度超過世帯	限度額を超えた部分の税額 (円)
H31	190,000	28	3,430,970
R2	190,000	44	3,841,595
R3	190,000	21	1,636,018
R4	200,000	25	2,227,849
R5	220,000	21	3,185,886

【支援分課税限度額】220,000円

令和5年4月1日の税制改正で200,000円から引き上げられています。

【7割・5割・2割軽減】

一定の所得基準により、保険税の均等割・平等割を軽減しています。

【国保単身世帯 平等割1/2、1/4軽減】

国保被保険者世帯において、保険加入者が75歳に到達することにより後期高齢者医療保険制度に加入し、国民健康保険に加入している人が一人となった場合には、その世帯において保険税の平等割の金額を最初の5年間は1/2軽減し、その後引き続き一人となる場合にはさらに3年間1/4軽減しています。

この2つの軽減は申請を要さないため、対象世帯の軽減額が前もって計算され、今回の試算にも反映されています。

5. 低所得世帯に対する税の軽減基準

(1) 7割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	6,440 円 ×	667 人 =	4,295,480 円
(未就学児)	1,380 円 ×	17 人 =	23,460 円
世帯別平等割	5,460 円 ×	504 世帯 +	60,060 円 + 36,855 円 = 2,848,755 円
(单身平等割 1/2)	2,730 円 ×	22 世帯 =	60,060 円)
(单身平等割 1/4)	4,095 円 ×	9 世帯 =	36,855 円)

(2) 5割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (29万円 × 被保険者数 (※2)) + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	4,600 円 ×	478 人 =	2,198,800 円
(未就学児)	2,300 円 ×	15 人 =	34,500 円
世帯別平等割	3,900 円 ×	263 世帯 +	113,100 円 + 29,250 円 = 1,168,050 円
(单身平等割 1/2)	1,950 円 ×	58 世帯 =	113,100 円)
(单身平等割 1/4)	2,925 円 ×	10 世帯 =	29,250 円)

(3) 2割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (53.5万円 × 被保険者数 (※2)) + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	1,840 円 ×	384 人 =	706,560 円
(未就学児)	3,680 円 ×	11 人 =	40,480 円
世帯別平等割	1,560 円 ×	201 世帯 +	24,180 円 + 7,020 円 = 344,760 円
(单身平等割 1/2)	780 円 ×	31 世帯 =	24,180 円)
(单身平等割 1/4)	1,170 円 ×	6 世帯 =	7,020 円)

低所得世帯に対する税額の軽減 (7・5・2割軽減) は、被保険者均等割と世帯別平等割に反映されます。

※1… 世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者 (※3) のうち、給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超の者の数

※2… 国保被保険者及び特定同一世帯所属者 (※3) の数

※3… 後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する人

【介護分】

(被保険者40歳～65歳未満が対象)

1. 賦課の総額 24,976,700 円 ……①
(現在の被保険者数により算出された課税の総額)
2. 国保税収入見込額 24,477,000 円 (①× 98.0% (収納率))
(課税総額に近年平均の収納率を乗じて歳入予算額を算出)
3. 課税対象額及び基準値

(1)令和5年度試算

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	684,061,804 円	2.32 %	0.00 %	応能割 54 %	
被保険者均等割対象者数	916 人	9,500 円	0 円	応益割 30 %	} 応益割 46%
世帯別平等割対象世帯数	752 世帯	6,500 円	0 円	応益割 16 %	

(2)令和4年5月試算時(参考)

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	722,708,991 円	2.32 %		応能割 53 %	
被保険者均等割対象者数	931 人	9,500 円		応益割 30 %	} 応益割 47%
世帯別平等割対象世帯数	760 世帯	6,500 円		応益割 17 %	

【補足】

- ・ 所得割対象額 : 該当総所得－住民税基礎控除額(43万円)
- ・ 被保険者均等割対象者数 : 賦課期日現在の被保険者数
- ・ 世帯別平等割対象世帯数 : 賦課期日現在の加入世帯数
- ・ 資産割対象額(R2廃止) : 固定資産税のうち土地・建物に係る部分

4. 課税限度額及び超過世帯数

年度	課税限度額 (円)	限度超過世帯	限度額を超えた部分の税額 (円)
H31	160,000	15	782,743
R2	170,000	24	1,634,795
R3	170,000	8	712,555
R4	170,000	14	922,478
R5	170,000	11	733,911

【介護分課税限度額】170,000円

【7割・5割・2割軽減】

一定の所得基準により、保険税の均等割・平等割を軽減しています。

※介護分へ【国保単身世帯 平等割1/2、1/4軽減】は適用されません。

5. 低所得世帯に対する税の軽減基準

(1) 7割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	6,650 円 ×	224 人 =	1,489,600 円
世帯別平等割	4,550 円 ×	206 世帯 =	937,300 円

(2) 5割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (29万円 × 被保険者数 (※2)) + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	4,750 円 ×	140 人 =	665,000 円
世帯別平等割	3,250 円 ×	110 世帯	357,500 円

(3) 2割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (53.5万円 × 被保険者数 (※2)) + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	1,900 円 ×	95 人 =	180,500 円
世帯別平等割	1,300 円 ×	76 世帯 =	98,800 円

低所得世帯に対する税額の軽減 (7・5・2割軽減) は、被保険者均等割と世帯別平等割に反映されます。

※1… 世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者 (※3) のうち、給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超の者の数

※2… 国保被保険者及び特定同一世帯所属者 (※3) の数

※3… 後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する人

税率の変更による税額の推移(被保険者・世帯)

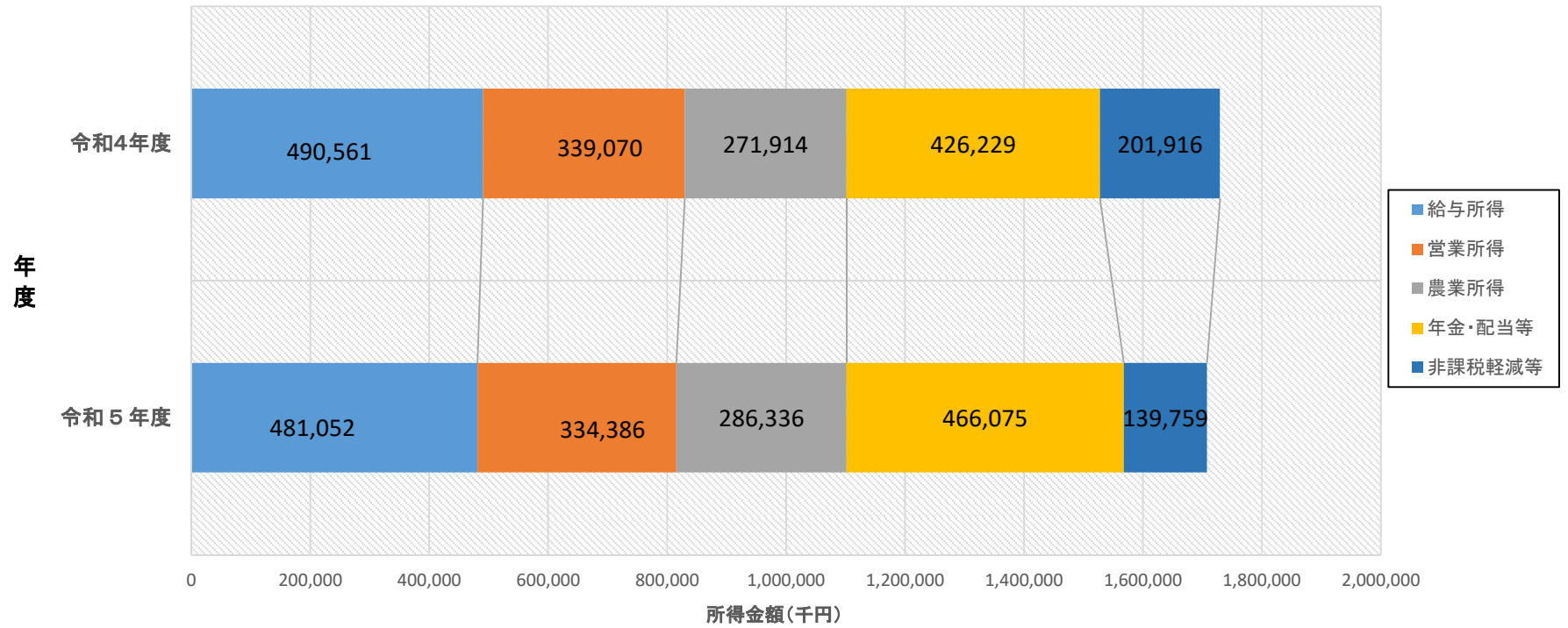
※税率・税額決定時点

年度	種別	税率				被保険者1人当り		1世帯当り	
		所得割(%)	動向	資産割(%)	動向	税額(円)	対前年度比(%)	税額(円)	対前年度比(%)
H26	医	4.8	増	11.00	据置	41,390	103.4	77,870	101.1
	支	3.10		10.30		26,801	92.9	50,824	91.5
	介	3.10		8.30		32,581	103.4	42,091	102.2
	計	11		29.6		100,772	100.3	170,785	98.3
H27	医	5.85	据置	11.00	据置	47,065	113.7	87,928	112.9
	支	3.40		10.30		27,116	101.2	51,115	100.6
	介	3.10		8.30		32,011	98.3	41,433	98.4
	計	12.35		29.6		106,192	105.4	180,476	105.7
H28	医	5.85	据置	11.00	据置	49,150	104.4	89,660	102.0
	支	3.40		10.30		29,009	107.0	53,301	104.3
	介	3.10		8.30		33,346	104.2	42,725	103.1
	計	12.35		29.6		111,505	105.0	185,686	102.9
H29	医	5.85	据置	11.00	減	47,135	95.9	85,040	94.8
	支	3.40		10.30		27,555	95.0	49,714	93.3
	介	3.10		8.30		31,490	94.4	40,072	93.8
	計	12.35		29.6		106,180	95.2	174,826	94.2
H30	医	5.00	減	5.00	据置	43,927	93.2	77,060	90.6
	支	2.55		5.00		21,152	76.8	37,107	74.6
	介	2.30		5.00		24,504	77.8	30,977	77.3
	計	9.85		15.0		89,583	84.4	145,144	83.0
H31 (R元)	医	5.00	据置	5.00	据置	44,194	100.6	76,215	98.9
	支	2.55		5.00		21,322	100.8	36,770	99.1
	介	2.30		5.00		25,597	104.5	32,110	103.7
	計	9.85		15.0		91,113	101.7	145,095	100.0
R2	医	5.70	増	5.0	据置	44,270	100.2	75,574	99.2
	支	2.55		5.0		21,915	102.8	37,412	101.7
	介	2.32		5.0		25,027	97.8	31,436	97.9
	計	10.57		15.0		91,212	85.9	144,422	99.5
R3	医	5.70	据置	-	廃止	46,399	104.8	78,432	103.8
	支	2.55		-		22,920	104.6	38,793	103.7
	介	2.32		-		25,935	103.6	32,604	103.7
	計	10.57		-		95,254	104.4	149,829	103.7
R4	医	5.70	据置	-	据置	49,411	106.5	82,847	105.6
	支	2.55		-		23,700	103.4	39,737	102.4
	介	2.32		-		27,914	107.6	34,194	104.9
	計	10.57		-		101,025	106.1	156,778	104.6

令和5年度 税率改正(案)による税額の試算(被保険者・世帯)

年度	種別	税率				被保険者1人当り		1世帯当り	
		所得割(%)	動向	資産割(%)	動向	税額(円)	対前年度比(%)	税額(円)	対前年度比(%)
R5	医	5.70	0.00	-	-	50,457	102.1	83,185	100.4
	支	2.55	0.00	-	-	23,701	100.0	39,074	98.3
	介	2.32	0.00	-	-	27,267	97.7	33,214	97.1
	計	10.57	0.00	-	-	101,425	100.4	155,473	99.2

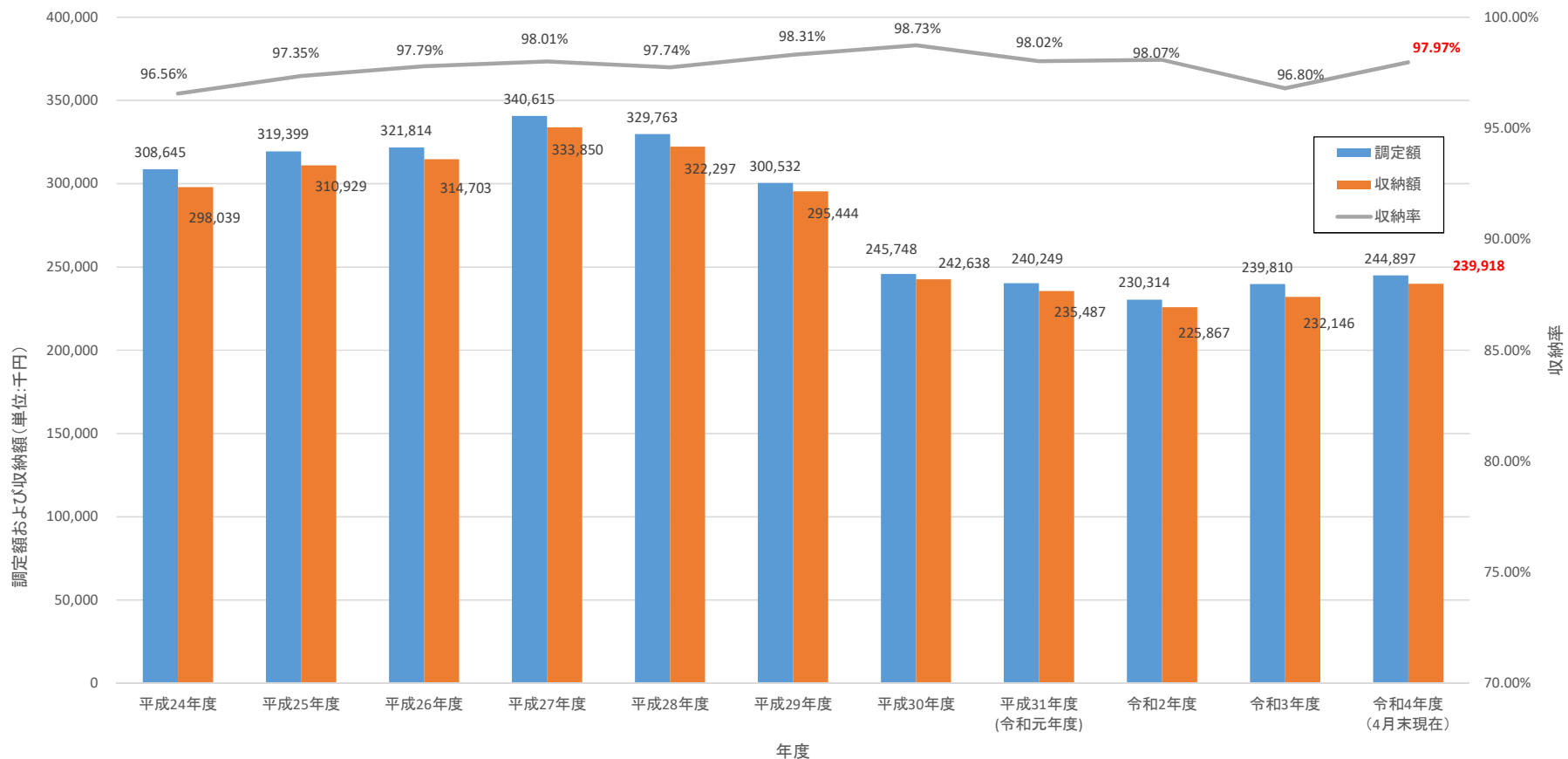
所得割対象所得の比較(令和4年度／令和5年度)



(単位：千円)

所得区分	給与所得	営業所得	農業所得	年金・配当等	非課税軽減等	所得割対象所得合計
令和4年度	490,561	339,070	271,914	426,229	201,916	1,729,690
令和5年度	481,052	334,386	286,336	466,075	139,759	1,707,608
比較	98.1%	98.6%	105.3%	109.3%	69.2%	98.7%

令和4年度 国民健康保険税(現年度分) 調定額・収納額・収納率の推移

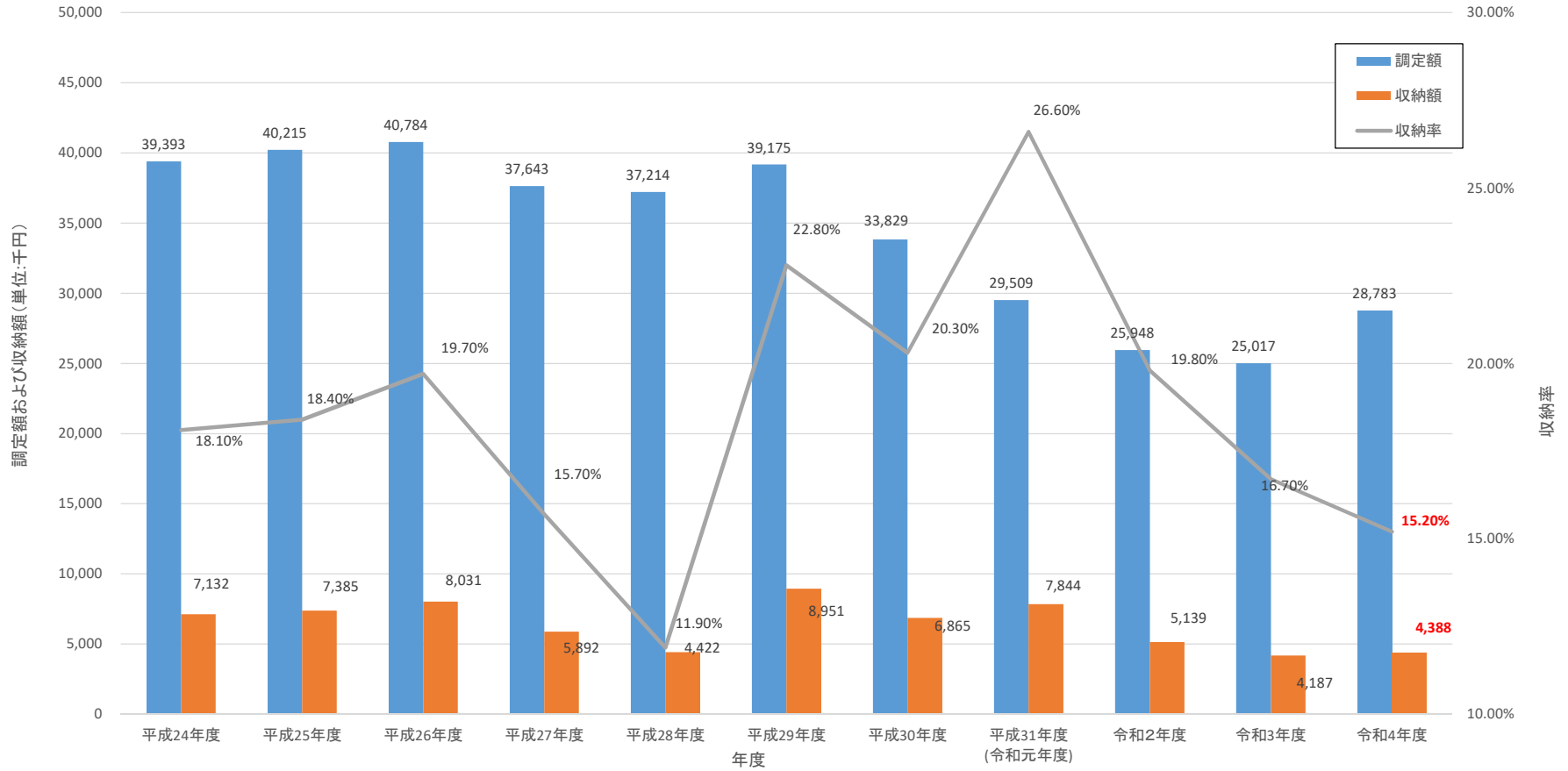


(単位：千円)

摘要	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (4月末現在)
調定額	308,645	319,399	321,814	340,615	329,763	300,532	245,748	240,249	230,314	239,810	244,897
収納額	298,039	310,929	314,703	333,850	322,297	295,444	242,638	235,487	225,867	232,146	239,918
収納率	96.56%	97.35%	97.79%	98.01%	97.74%	98.31%	98.73%	98.02%	98.07%	96.80%	97.97%

過去10年平均	97.74%
過去5年平均	97.99%

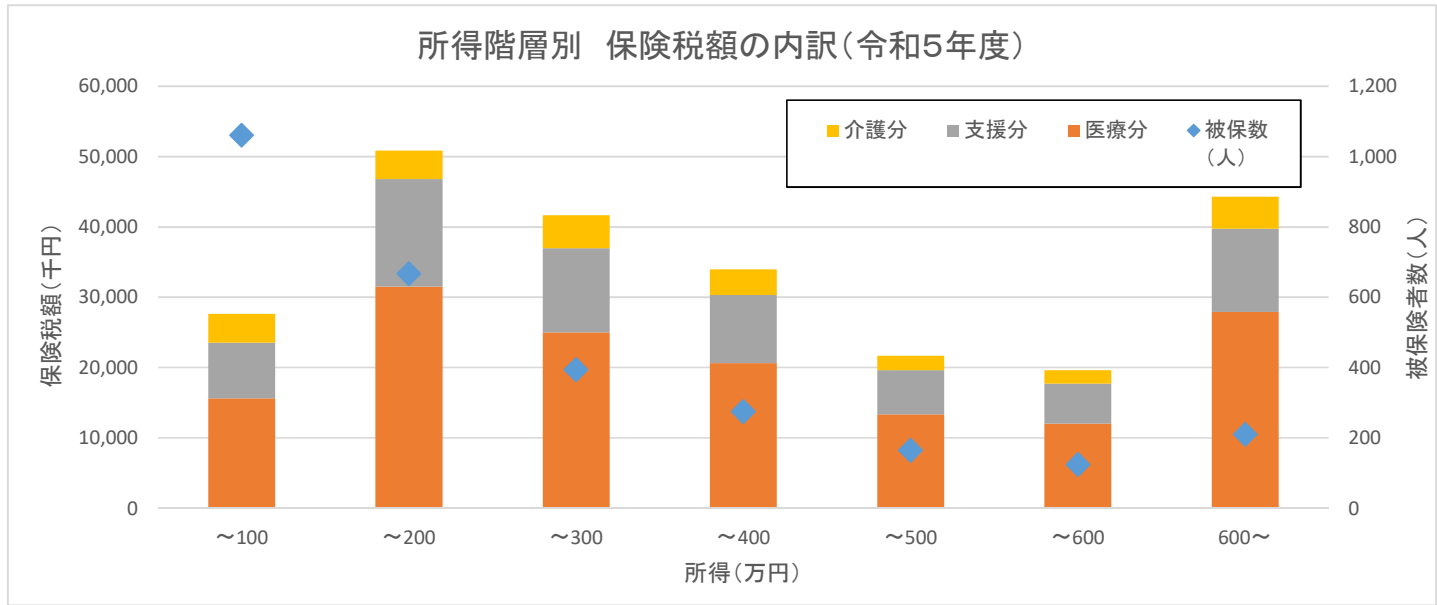
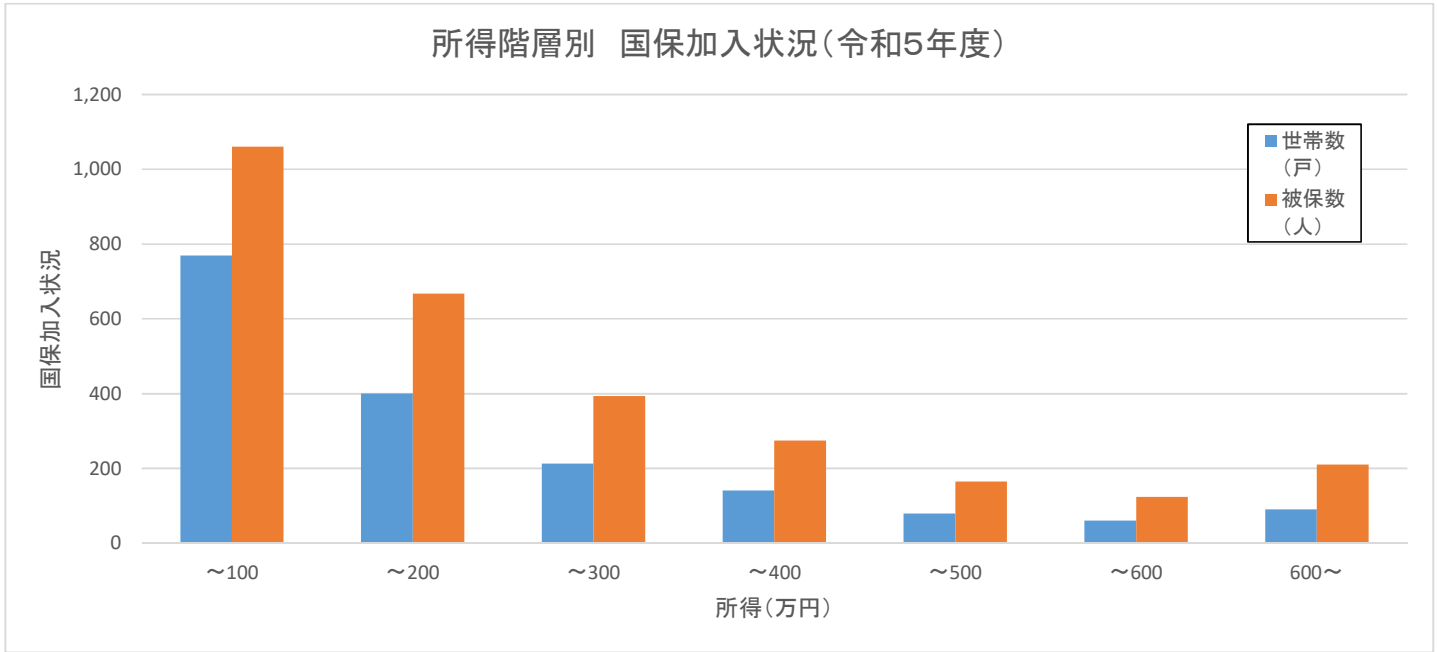
令和4年度 国民健康保険税(滞納繰越分) 調定額・収納額・収納率の推移



(単位：千円)

摘要	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	39,393	40,215	40,784	37,643	37,214	39,175	33,829	29,509	25,948	25,017	28,783
収納額	7,132	7,385	8,031	5,892	4,422	8,951	6,865	7,844	5,139	4,187	4,388
収納率	18.10%	18.40%	19.70%	15.70%	11.90%	22.80%	20.30%	26.60%	19.80%	16.70%	15.20%
									過去10年平均	19.00%	
									過去5年平均	21.24%	

所得額と国民健康保険税額の相関性について



所得階層と保険税額

所得階層 (万円)	世帯数 (戸)	被保数 (人)	保険税額(千円)				割合 (%)
			医療分	支援分	介護分	合計	
~100	769	1,060	15,636	7,884	4,122	27,641	12
~200	401	667	31,523	15,255	4,047	50,825	21
~300	213	394	25,015	11,958	4,685	41,658	17
~400	141	275	20,606	9,754	3,588	33,949	14
~500	80	165	13,337	6,290	2,034	21,660	9
~600	61	124	12,058	5,638	1,909	19,605	8
600~	91	210	27,897	11,836	4,592	44,325	18
合計	1,756	2,895	146,072	68,614	24,977	239,663	100

(参考)近隣市町村の国保税率税率改正状況

市町村	年度		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	備考
飯田市	R3	医療	6.60	-	16,500	21,000	・据置で調整中
		支援金	3.05	-	10,600	-	
		介護	2.70	-	8,600	6,800	
	R4	医療	6.60	-	16,500	21,000	
		支援金	3.05	-	10,600	-	
		介護	2.70	-	8,600	6,800	
	R5	医療	6.60	-	16,500	21,000	
		支援金	3.05	-	10,600	-	
		介護	2.70	-	8,600	6,800	
高森町	R3	医療	6.90	-	16,000	18,000	・据置決定
		支援金	2.60	-	9,000	6,000	
		介護	2.72	-	9,000	5,500	
	R4	医療	6.90	-	16,000	18,000	
		支援金	2.60	-	9,000	6,000	
		介護	2.72	-	9,000	5,500	
	R5	医療	6.90	-	16,000	18,000	
		支援金	2.60	-	9,000	6,000	
		介護	2.72	-	9,000	5,500	
喬木村	R3	医療	6.17	-	18,500	19,000	・据置で調整中 6月初旬に運協
		支援金	2.80	-	9,200	7,500	
		介護	2.75	-	10,700	6,000	
	R4	医療	6.17	-	18,500	19,000	
		支援金	2.80	-	9,200	7,500	
		介護	2.75	-	10,700	6,000	
	R5	医療	6.17	-	18,500	19,000	
		支援金	2.80	-	9,200	7,500	
		介護	2.75	-	10,700	6,000	
豊丘村	R3	医療	4.83	-	17,000	12,900	・据置で調整中 5月23日に運協
		支援金	3.06	-	9,900	7,500	
		介護	2.38	-	10,600	5,300	
	R4	医療	4.97	-	17,000	13,500	
		支援金	2.97	-	9,600	7,200	
		介護	2.47	-	10,600	5,300	
	R5	医療	4.97	-	17,000	13,500	
		支援金	2.97	-	9,600	7,200	
		介護	2.47	-	10,600	5,300	
松川町	R3	医療	5.70	-	15,000	13,300	・医療 均等割1,000円増 平等割1,200円増 ・その他 支援、介護とも据置
		支援金	2.55	-	9,200	7,800	
		介護	2.32	-	9,500	6,500	
	R4	医療	5.70	-	16,000	14,300	
		支援金	2.55	-	9,200	7,800	
		介護	2.32	-	9,500	6,500	
	R5	医療	5.70	-	17,000	15,500	
		支援金	2.55	-	9,200	7,800	
		介護	2.32	-	9,500	6,500	
ロードマップ 目標税率	R9 【目標 年度】	医療	5.70	-	20,000	20,000	・二次医療圏
		支援金	2.55	-	9,200	7,800	
		介護	2.32	-	9,500	6,500	
長野県市町村 保険料(税) 率平均	R4	医療	6.37	18.27	19,185	20,127	・令和4年度長野県下 国保税の税率の平均
		支援金	2.44	6.62	7,913	7,264	
		介護	2.10	5.70	8,404	6,304	
長野県標準 保険料(税)率	R5	医療	6.29	-	38,275	-	
		支援金	2.77	-	16,312	-	
		介護	2.35	-	17,218	-	

松川町国民健康保険条例 及び 松川町国民健康保険運営協議会規程 の改正（案）について

○松川町国民健康保険条例

【改正理由】

令和3年度から、被保険者数が3,000人を下回り「小規模保険者」となっています。
それを受け、運営委員会中に「委員数を減らしてはどうか」とご提案いただきました。

国民健康保険法施行令

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 3 法第十一条第二項に定める協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保健薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する

法律では各委員の人数においては定めがないため、松川町国民健康保険運営協議会の各委員の定数を、次回改選時に新旧対照表のとおり3人に変更したいと思います。

※改選時期 ・公益代表 令和6年11月30日 ・保険医代表及び被保険者代表 令和7年6月1日

参考 近隣町村の各委員数 ○高森町・豊丘村：4人 ○喬木村・飯島町：3人 ○大鹿村・中川村：2人

松川町国民健康保険条例(昭和34年松川町条例第6号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数) 第2条 町の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>4人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>4人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>4人</u>	(町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数) 第2条 町の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>3人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>3人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>3人</u>

○松川町国民健康保険運営協議会規程

【改正理由】

松川町国民健康保険運営協議会規程では、保険医代表について「この町に在住する国民健康保険医」となっています。現在、下伊那赤十字病院より1名選出いただいています。下伊那赤十字病院から選出いただく場合、松川町在住と限定することで不都合が生じる場合があることから、新旧対照表のとおり「この町に在勤する国民健康保険医」に変更したいと思います。

松川町国民健康保険運営協議会規程(昭和36年松川町規程第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）
第2条 協議会委員の中被保険者を代表する委員はこの町の被保険者より、国民健康保険医(又は国民健康保険薬剤師)を代表する委員は、この町に <u>在住</u> する国民健康保険医(国民健康保険薬剤師)より、公益を代表する委員は、この町の公職にあるもののうちから町長が委嘱する。	第2条 協議会委員の中被保険者を代表する委員はこの町の被保険者より、国民健康保険医(又は国民健康保険薬剤師)を代表する委員は、この町に <u>在勤</u> する国民健康保険医(国民健康保険薬剤師)より、公益を代表する委員は、この町の公職にあるもののうちから町長が委嘱する。
2 (略)	2 (略)

○改正までの流れ

今回、協議会でご了解いただいた後に、改正の手続きを行います。

国民健康保険条例は議会での議決が必要となるため、9月議会へ上程し議決後施行。また、国民健康保険運営協議会規程は、法規審査を受けたのち、決裁後に施行となります。

第3期データヘルス計画について

1. 背景、目的

平成27年から、効果的・効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施・評価・改善等を行っている。

平成30年4月からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として共同保険者となり、保険者のデータヘルス計画標準化等の取組みの推進が掲げられ、令和3年12月に「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改定等を検討するとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適正なKPI（重要業績評価指標）の設定を推進する。」と示された。当町においては、被保険者の年代ごとの身体的な状況に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上が図られ、結果として医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることを目的とする。

2. 計画の位置づけ

被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健診・特定保健指導の悔過、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用PDCAサイクルに沿って運用する。また、健康増進法に基づく基本方針を踏まえるとともに、都道府県健康増進計画、都道府県医療費適正化計画、介護保険事業計画、後期高齢者データヘルス計画などと調和のとれた計画とする。その際、他計画の関連事項・関連目標を確認した上で、連携が必要となる関係者等に共有し、理解を図りながら計画を策定していく。

3. 計画の期間

令和6年4月1日～令和12年3月31日

4. 標準化の推進

都道府県が健康課題の分析結果や共通の評価指標を含む健康づくり施策の方向性を保険者に示し、共通の認識を持って保健事業の展開や経年的にモニタリングを実施していく。そのことにより、被保険者の健康課題の状況を客観的に把握でき、効果的・効率的な保健事業が実施できる。

5. 計画的に記載すべき事項

- (1)基本的事項 ①計画の趣旨 ②計画期間 ③実施体制・関係者連携
- (2)現状の整理 ①保険者の特性 ②前期計画等に係る考察等
- (3)健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出
- (4)データヘルス計画の目的、目標、目標を達成するための戦略
- (5)健康課題を解決するための個別の保健事業
- (6)個別の保健事業及びデータヘルス計画の評価・見直し
- (7)計画の公表・周知
- (8)個人情報の取扱い
- (9)地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

【40】松川町 分析報告書

1 年齢調整後一人当たり医療費・平均寿命

	松川町	県	県内順位
年齢調整後一人当たり医療費 [円]	272,944	342,621	72位

	松川町	県	県内順位	
平均寿命 [歳]	男性	81.6	81.8	22位
	女性	87.8	87.7	48位

男性の平均寿命が県より低い。

2 医療費上位10疾病 (ICD10大分類)

■ICD10大分類における医療費上位10疾病の被保険者一人当たり医療費と医療費の占有率

【グラフの凡例】 ■松川町 ■県 ■二次医療圏 県内順位(降順)



被保険者一人当たり医療費について、
県内順位が最も高い疾病が「循環器系の疾患」で、県内で35番目に高い。
また、県内順位が2番目に高い疾病が「神経系の疾患」で、県内で37番目に高い。

医療費が最も高い疾病は「循環器系の疾患」であり、総医療費の19.5%を占める。

3 生活習慣病

■生活習慣病の被保険者一人当たり医療費

【グラフの凡例】 ■松川町 ■県 ■二次医療圏 県内順位(降順)



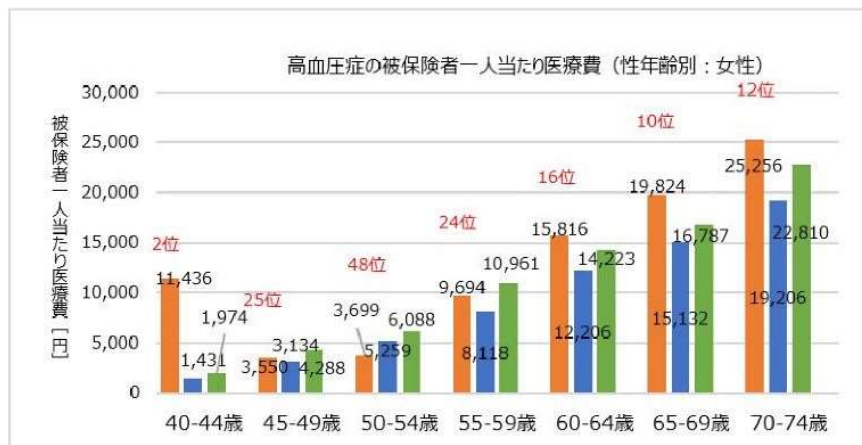
被保険者一人当たり医療費について、
県内順位が最も高い疾病が「高血圧症」で、県内で12番目に高い。
また、県内順位が2番目に高い疾病が「脳血管疾患」で、県内で16番目に高い。

[40]松川町 分析報告書

3 生活習慣病（続き）

■県内順位が最も高い生活習慣病(高血圧症)の性年齢別の被保険者一人当たり医療費

【グラフの凡例】 ■松川町 ■県 ■二次医療圏 県内順位(降順)

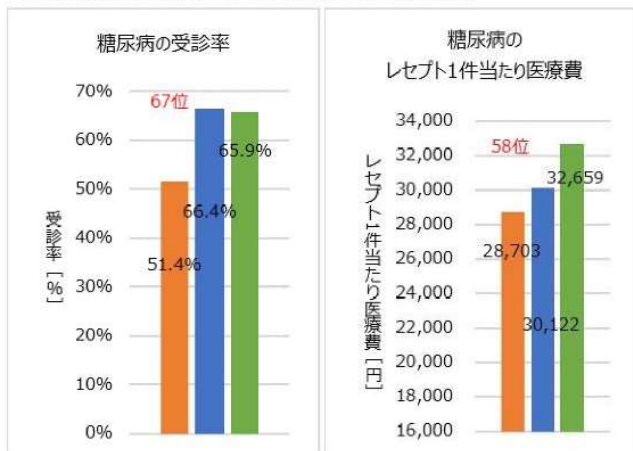


「高血圧症」の被保険者一人当たり医療費について、
 県内順位が高い性別年齢階級は、男性で「40-44歳」の8位、「45-49歳」の11位、「50-54歳」の14位、「55-59歳」の12位、「65-69歳」の3位、「70-74歳」の15位、
 女性で「40-44歳」の2位、「65-69歳」の10位、「70-74歳」の12位であった。

4 短期目標疾患

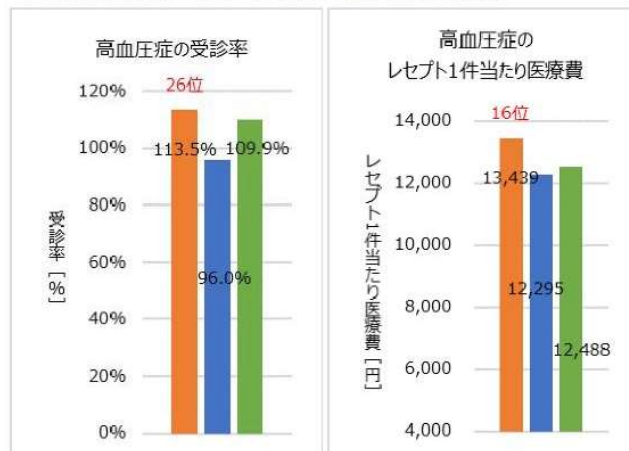
【グラフの凡例】 ■松川町 ■県 ■二次医療圏 県内順位(降順)

■糖尿病の受診率・レセプト1件当たり医療費



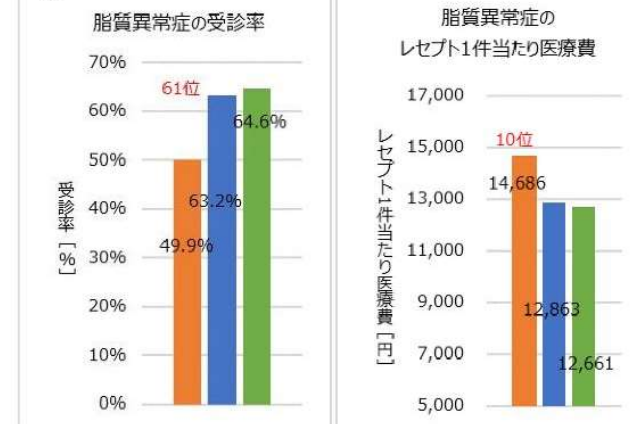
「糖尿病」の受診率とレセプト1件当たり医療費がともに県より低い。

■高血圧症の受診率・レセプト1件当たり医療費



「高血圧症」の受診率とレセプト1件当たり医療費がともに県より高く、
 患者数や受診頻度が多く、高額な医療費を要する患者も多い傾向が
 あると考えられる。

■脂質異常症の受診率・レセプト1件当たり医療費



「脂質異常症」のレセプト1件当たり医療費が県内で10番目に高く、
 高額な医療費を要する患者が多い傾向があると考えられる。

【40】松川町 分析報告書

5 中長期目標疾患

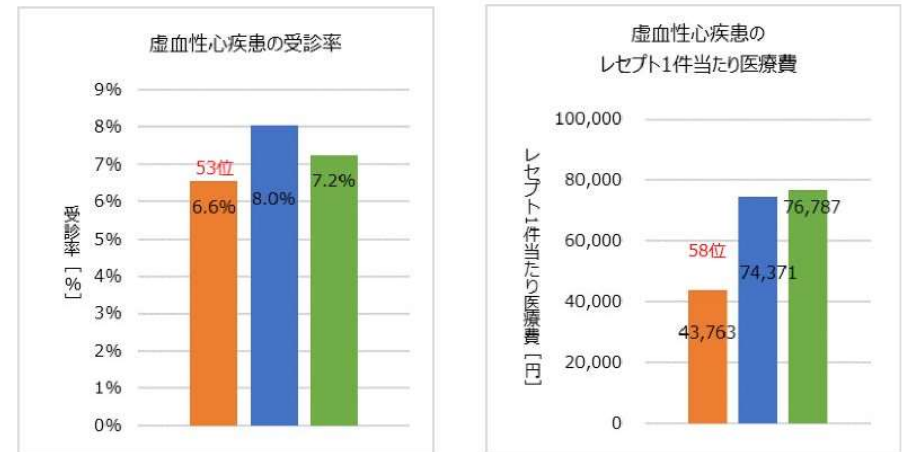
【グラフの凡例】 ■松川町 ■県 ■二次医療圏 県内順位(降順)

■脳血管疾患の受診率・レセプト1件当たり医療費



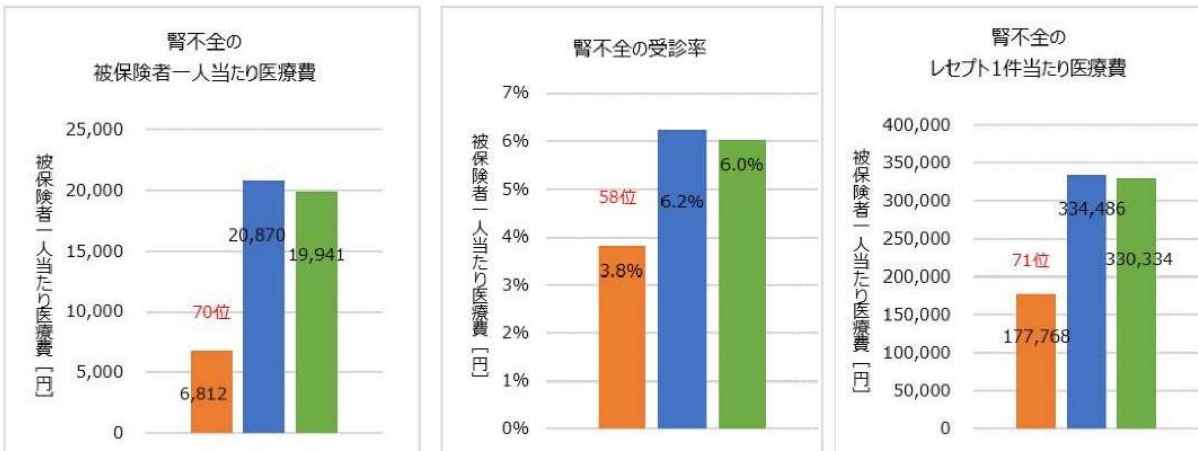
「脳血管疾患」の受診率とレセプト1件当たり医療費がともに県より高く、患者数や受診頻度が多く、高額な医療費を要する患者も多い傾向があると考えられる。

■虚血性心疾患の受診率・レセプト1件当たり医療費



「虚血性心疾患」の受診率とレセプト1件当たり医療費がともに県より低い。

■腎不全の被保険者一人当たり医療費・受診率・レセプト1件当たり医療費



「腎不全」の被保険者一人当たり医療費が県より低い。

「腎不全」の受診率とレセプト1件当たり医療費がともに県より低い。

■人工透析の被保険者一人当たり医療費・受診率・レセプト1件当たり医療費・併発状況

	松川町	県	県内順位
被保険者一人当たり医療費 [円]	5,834	21,814	72位
受診率 [%]	1.2%	4.7%	73位
レセプト1件当たり医療費 [円]	469,054	462,719	28位

- 「人工透析」の被保険者一人当たり医療費が県より低い。
- 「人工透析」のレセプト1件当たり医療費が県より高く、高額な透析医療費を要する患者が多い傾向があると考えられる。

人工透析患者の併発状況			
全体	糖尿病性腎症	脳血管疾患	虚血性心疾患
レセプト件数 [件]			
37	15	24	5
	40.5%	64.9%	13.5%
医療費 [円]			
17,354,980	5,928,770	9,459,600	2,716,690
	34.2%	54.5%	15.7%

人工透析患者の40.5%が、糖尿病性腎症の有病者となっている。

【40】松川町 分析報告書

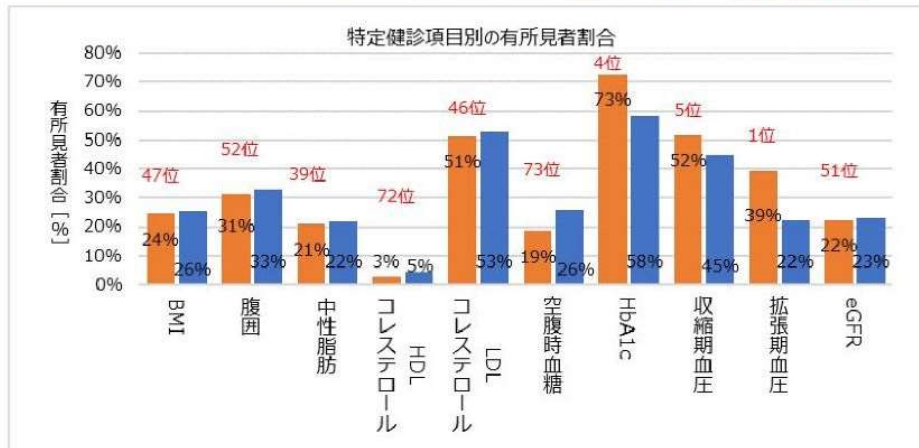
6 特定健診

■特定保健指導対象者割合

特定保健指導対象者割合 [%]	松川町	県	県内順位
動機付け支援対象者割合	8.7%	8.2%	28位
積極的支援対象者割合	3.3%	2.4%	12位

■特定健診項目別の有所見者割合

【グラフの凡例】 ■松川町 ■県 県内順位(降順)



- 有所見者割合が最も高い項目は「HbA1c」である。また、2番目に高い項目は「収縮期血圧」である。
- 「HbA1c」「収縮期血圧」「拡張期血圧」の有所見者割合が県より高い。
- 特に「HbA1c」が県内で4番目、「収縮期血圧」が県内で5番目、「拡張期血圧」が県内で1番目に高い。

■メタボリックシンドローム予備群・該当者割合

メタボリックシンドローム割合 [%]	松川町	県	県内順位
予備群割合	10.0%	10.3%	43位
該当者割合	18.3%	19.3%	41位

■質問票目別の有所見者割合

【グラフの凡例】 ■松川町 ■県 県内順位(降順)



- 有所見者割合が最も高い項目は「運動習慣」である。また、2番目に高い項目は「歩行速度」である。
- 「喫煙」「運動習慣」「歩行速度」「食べる速度」「食習慣(朝食抜き)」「飲酒習慣」「飲酒量」「睡眠不足」「生活改善意欲」の有所見者割合が県より高い。
- 特に「運動習慣」が県内で7番目、「歩行速度」が県内で10番目、「飲酒習慣」が県内で12番目に高い。

7 介護

■要介護認定者と要介護認定なし者の医療費比較

1件当たり医療費 [円]		
要介護認定者		
松川町	県	県内順位
97,298	83,686	16位
要介護認定なし者		
松川町	県	県内順位
38,498	39,740	60位

■介護認定率

【グラフの凡例】 ■松川町 ■県 ■二次医療圏 県内順位(降順)



重度の介護認定率が県より高い。

■介護認定者の有病状況

介護認定者の有病状況	件数[件]	割合[%]
循環器疾患	脳卒中	129 34.9%
	虚血性心疾患	103 27.8%
	腎不全	40 10.8%
基礎疾患	糖尿病	93 25.1%
	高血圧	190 51.4%
	脂質異常症	199 53.8%
認知症	85 23.0%	
筋・骨格	341 92.2%	

介護認定者の有病状況について、最も多い疾患が「筋・骨格」の92.2%であり、2番目に多い疾患は「脂質異常症」の53.8%である。